【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】2025年6月19日【会社名】佐藤商事株式会社

【英訳名】 SATO SHO-JI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 野澤 哲夫

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

【縦覧に供する場所】 佐藤商事株式会社 埼玉支店

(埼玉県熊谷市冑山九丁目1番地) 佐藤商事株式会社 神奈川支店

(神奈川県藤沢市湘南台二丁目13番4号)

佐藤商事株式会社 名古屋支店

(愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号)

佐藤商事株式会社 大阪支店

(大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員 野澤哲夫は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、合理的に決定しました。なお、連結子会社9社及び持分法適用関連会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは卸売業を主たる事業とする企業グループであり、事業活動の成果を最も示す指標を売上高と認識し、これを選定指標として用いております。そして、各事業拠点の連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額的重要性を考慮し、当社を「重要な事業拠点」としました。また、商品仕入、棚卸資産管理及び商品販売が収益獲得のための重要な活動であることから、重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、商品及び製品(棚卸資産)に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、関係会社株式の評価、固定資産の減損、貸倒引当金に関する業務プロセスを識別のうえ、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断 しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。